

農水産物等の海外販路拡大支援事業 候補者選定委員会設置要綱

（設置）

第1条 本市が実施する「農水産物等の海外販路拡大支援事業」に係る受託事業者の候補者（以下「候補者」という。）の選定及び当該業務の適正な履行に関して必要な事項を審査するため、「農水産物等の海外販路拡大支援事業」候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員の構成は次のとおりとする。

（1） 農水局農政部長

（2） 農水局農政部農業政策課長

（3） 農水局農政部農業支援課長

（4） 農水局水産振興センター所長

3 委員長は、農水局農政部長をもって充てる。

4 委員長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代行する。

（任期）

第3条 委員の任期は、委員会の設置の日から委託期間終了までとする。

（会議）

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の職員、学識経験者及び経済団体等の関係者を会議に出席させその説明又は意見を聴くことができる。

5 委員会の会議は、公開しないものとする。

（代理人）

第5条 委員は、所定の手続きにより、代理人を審査委員会に出席させることができる。

2 前項の場合、委員は代理人届（別紙1）による書式により届けでるものとする。

（候補者の選定）

第6条 委員会は、別に定める選定基準に基づき、候補者の選定を行わなければならない。

（事務局）

第7条 委員会に関する庶務は、農業政策課 農水ブランド戦略室において行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年（2024 年）4 月 9 日から施行する。この要綱は、委託期間終了日限り、その効力を失う。